

## 芝浦工業大学工学部建築工学科建友会会則

(名 称)

### 第1条

本会は芝浦工業大学工学部建築工学科建友会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の交流を図り、芝浦工業大学工学部建築工学科（以下「建築工学科」という。）の情報の発信、在学生と会員との意見交流、会員の知的財産を活かした社会貢献活動等を通じ、本会の永続的な発展はもとより、技術や文化の振興に寄与する活動を行うことを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は建築工学科教室におく。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築工学科の発展に寄与する活動
- (2) 会員による社会貢献活動への支援
- (3) 会員の親睦、連絡並びに研修会
- (4) 前各号に関する印刷物の刊行並びに頒布
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は次の会員により構成される。

(1) 正会員

(2) 特別会員

2 正会員は、建築工学科の卒業生及び同学科教員の研究室に所属した修士または博士課程の修了者

3 特別会員は、建築工学科に所属する教職員及び退職教職員

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 幹 事 8名以上12名以内（常任幹事若干名を含む）

(4) 監 査 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、正会員のうちから選任し、総会の出席者過半数以上の承認をうけるものとする。

2 常任幹事は幹事のうちから会長が選任し、役員会の承認をうけるものとする。

(役員職務権限)

第8条 会長は、この本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長の指示に従い分掌する。また、会長に事故あるときは、あらかじめ会長より指名された副会長が会長の職務を行なう。

3 常任幹事は、副会長を補佐し、会務の円滑な執行管理をはかる。

4 幹事は、会務の執行をはかる。

5 監査は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期・補選・権限)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合、会長は補充役員を選任することができる。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び会長が必要と認めて開催する会議をいう。

(総 会)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

2 通常総会は毎年1回開催するものとし、臨時総会は必要に応じて開催する。

3 会長は、次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

(1) 役員から、その事由を示して総会開催の要求があったとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を示して総会開催の請求があったとき。

(3) 監査が、民法第59条第4号の規程により、臨時に総会の招集を請求したとき。

(総会の議事)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画及び予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任

(5) その他本会の運営上重要な事項

(役員会)

第 13 条 役員会は、会長、副会長、常任幹事、幹事を持って組織し、必要に応じて会長が招集し、通常会務の執行に必要な事項を処理する。

2 監査は役員会に出席して意見を述べることができる。但し決議に加わることはできない。

(議 事)

第 14 条 会長は、総会の議長となる。但し役員会の議長は、出席した役員より選出する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第 15 条 総会、役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員又は役員の現在数及び出席者数

(3) 議事の経過の要領及び議決事項

2 議事録は議長が作成し、出席者の 2 名以上がこれに署名押印をしなければならない。

(委員会)

第 16 条 本会運営並びに事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置または廃止は役員会の承認をうけるものとする。

3 委員長は会長が任命する。

(経費の支弁)

第 17 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。

2 会員の会費は年額 3000 円とする。

3 新たに会員になろうとする者の入会金は 4000 円とする。

(資産の管理)

第 18 条 本会の資産は、会長が管理する。

(予算及び決算)

第 19 条 本会の予算は、総会の議決を経て定めるものとし、決算については、監査によ

る監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 21 条 監査は本会の決算につき、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に決算の監査を行わなければならない。

(剰余金)

第 22 条 会計年度単位の決算で剰余金が生じたときは、総会の議決を経てその全部又は一部を積み立てることができる。

(規程の変更)

第 23 条 この規程を変更しようとするときは、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(解 散)

第 24 条 本会を解散しようとするときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(細則の制定)

第 25 条 本会則の施行について必要な規定は、役員会が細則で定める。

附則

1. 本会会則は、平成 24 年 1 月 21 日から施行する。